第３表

電気通信番号の使用に関する報告
（番号ポータビリティ実施状況）

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名
法人番号

電気通信番号の種別	番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数

注１　本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号、又は同表第４号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

２　「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（０ＡＢ～Ｊ）」又は「音声伝送携帯電話番号（０７０／０８０／０９０）」を記載すること。

３　「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者から報告対象事業者に契約を変更した数を記載すること。

４　「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、番号ポータビリティにより報告対象事業者から他の電気通信事業者に契約を変更した数を記載すること。

５　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。

６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第28の２（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
（卸電気通信役務（０ＡＢ～Ｊ）の提供状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号

卸先事業者名	法人番号	卸電気通信役務により提供する番号数	電話転送役務の提供

第３表

電気通信番号の使用状況報告（電気通信事業者間移転番号）

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名

番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数

注１　電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号について記載すること。

２　「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はＰＨＳの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者から報告対象の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。

３　「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はＰＨＳの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を報告対象の電気通信事業者から他の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

［新設］